

千代田区こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の開始について

1. 制度概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

令和8年度からの全国実施に先駆け、令和8年1月から制度を開始します。

2. 制度内容(案)について

対象児童	0歳6か月～3歳未満で保育所等に通っていない児童
利用可能時間	児童1人当たり月 10 時間以内
実施場所	区内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター、認可外保育施設
実施方法	①一般型:定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う ②余裕活用型:保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う
利用方法	①区ポータルサイトにて、保護者が制度利用の申請 ②区が利用認定した保護者へ、総合支援システム利用アカウントを発行 ③利用者がシステムにて事前面談の予約、利用の予約 ④利用開始
利用料	令和7年9月より都において第一子保育料の無償化が開始されるのに伴い、当制度も利用料を無償化とする。食事代、おやつ代等の実費相当額については、保護者同意の上、別途徴収する。

3. 施設及び運営に関する基準について

資料2のとおり、施設及び運営に関する基準を定めるため条例を制定します。一般型乳児等通園支援事業所の面積については、内閣府令の基準である 1.65 平方メートル以上から 3.3 平方メートル以上とし、内閣府令の基準に上乗せして規定します。

条例(案)	内閣府令
第22条第1項(2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上であること。	第21条第1項第2号 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 1.65 平方メートル以上であること。 第21条第1項第3号 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上であること。

4. 予算(案)について

当制度実施に係る財源は、子ども・子育て支援交付金(国補助金)及び多様な他者とのかかわりの機会の創出事業費補助金(都補助金)を活用する予定です。

5. 今後の方向性(案)について

(1)量の見込みと確保方策について

人口推計や就園児数から対象児童を算出し、さらに令和6年1～2月にかけて実施したニーズ調査を基に、利用希望者を算出しています。ニーズ調査では、保育所等の利用のない3歳未満児の保護者のうち70.8%が当制度を利用したいと回答されています。

令和7年度については利用希望児童の1/3、約100人程度の受入枠の確保を目指します。令和8年度については利用希望児童293人の受入枠の確保を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①対象児童(人)	408	414	424	435	449
0歳	112	113	116	119	122
1歳	178	182	186	190	196
2歳	118	118	122	126	130
②利用希望児童(人)	289	293	300	308	318
0歳	79	80	82	84	87
1歳	126	129	131	135	139
2歳	84	84	87	89	92
③量の見込み(人日)	16	17	17	17	18
0歳	4	5	5	5	5
1歳	7	7	7	8	8
2歳	5	5	5	5	5
④確保方策(人日)	6	17	17	17	18
0歳	2	5	5	5	5
1歳	2	7	7	8	8
2歳	2	5	5	5	5
差し引き④-③(人日)	10	0	0	0	0

※量の見込み = (利用希望児童×10時間) ÷ (8時間×22日)

(2)事業者の募集について

公募により実施園を募集します。令和7年度は4園程度で実施予定です。園向けの意向調査の結果から、実施希望園にヒアリングを行っています。令和8年度は実施園を拡大し、実施します。

※意向調査の結果は資料3のとおり

(3)認可手続きに係る意見聴取について

児童福祉法第34条の15第4項により、事業者を認可しようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないとされています。令和7年度実施向け認可手続き時(令和7年11月頃)及び令和8年度実施向け認可手続き時(令和8年2月頃)に当会議にてご意見をいただきたいと考えています。

6.実施スケジュール(案)について

令和7年	6月26日	子ども・子育て会議
	7月8日、22日	教育委員会に条例案付議
	8月25日	首脳会議に条例案にて付議
	9月	第三回区議会定例会にて、条例、補正予算を付議
	10月下旬～	令和7年度向け公募開始
	11月～	令和7年度向け事業者決定、認可手続き
	12月～	令和7年度向け利用申請受付
令和8年	1月～	令和7年度制度開始 令和8年度公募開始
	2月～	令和8年度向け事業者決定、認可手続き
	3月～	令和8年度向け利用申請受付
	4月～	令和8年度制度開始